

## 課題3 付言について

付言については、行政不服審査法等の法令に規定されているものではありませんが、本市のみならず国及び他自治体においても制度や実務の改善等を促すため積極的に活用している事例が見受けられるところです。また、今般、[行政不服審査法の改善に向けた検討会](#)において付言についても触れられていることから（内容については後述）、本市における従前の付言について振り返りつつ、今後の付言のあり方について、委員の皆様のご意見をいただく趣旨です。

これにつきましても、現段階で行政不服審査会の各部会において統一的な取り扱いを行うことを意図したのではなく、こういった形があり得るかを模索するものです。

### 課題事項

過去の付言例や検討会で示された方向性も踏まえ、

- ・今後、さらにどういった付言の活用方法があるか（例：国に法改正や運用改善を求めるために活用する、処分庁に回答を求めて事後検証を行う等）

について、ご意見をいただければと思います。

### 課題事項に関する説明

#### 1 付言について

付言については、法令に規定はありませんが、各行政不服審査会において、答申の最後に「付言」との項目を設けて、違法・不当とまでは言えないが望ましくはない実務運用の改善を求める場合などに活用されているものです（行政不服審査会から審査庁・処分庁へのメッセージと言えるかもしれません）。その付言について、令和4年1月付け行政不服審査法の改善に向けた検討会による「[行政不服審査法の改善に向けた検討会 最終報告](#)」において、今後、積極的な改善を図るべき5つの事項の1つとして、

##### ⑤行政不服審査会等の答申における付言の活用

法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用の徹底等が十分にできておらず、表面的な対応となっているものがあるといった状況は、行政不服審査会の答申における付言の取扱いにも表れている。

付言は、行政運営の問題提起等の観点からなされるものであり、審査庁及び処分庁は、これに対して真摯に対応すべきである。

ウで述べたような措置（筆者注：行政運営の問題提起や制度面の改善等を促すため、行政不服審査会等の答申書に運用上盛り込まれている付言について、それらの活用事例も踏まえ、答申書における付言の記載方法を様式等で示すほか、関係行政庁への適切な伝達の在り方や、審査庁又は処分庁に望まれる方策をマニュアル等で示す等の措置）を行うことにより、審査庁及び処分庁が適切に対応する運用を定着させ、ひいては、法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用が国・地方を通じて徹底されることを期待する。

との報告がなされたところです。

## 2 大阪市行政不服審査会における付言の現状について

大阪市行政不服審査会における答申において、最初に「付言」と項を設けて付言がなされたのは（「付言」としてではなく実務運用等の改善に言及した答申もありますが、判別が難しいためここでは「付言」と項を設けたものに限らせていただきます。）、平成 29 年答申第 4 号となります。

その後、平成 28 年 9 月の最初の答申から令和 4 年 3 月末までに 103 件の答申が行われましたが、そのうち、19 件に付言が付されているところです。

付言で指摘された内容については、改善の報告が審査庁よりなされたものもありますが、改善されないままであるものも見受けられるところです。部会ごとの内訳としては、総務部会が 15 件、税務部会が 4 件となります。

なお、令和 3 年度末までの付言付き答申について別紙にまとめていますので、ご参照ください（表中の「類型」は下記 3 の①から⑤に対応）。

## 3 大阪市における付言の類型について

あくまで大まかなくくりとなりますが、従前の大阪市行政不服審査会の付言について以下のように分類させていただきました。

- ① 違法とまでは判断されなかった理由付記について改善を求めるもの
- ② 違法・不当とまでは判断されなかった要綱等について改善・検討を求めるもの（要綱の不明確な点を明確にするよう求める等）
- ③ 処分庁に対して実務運用の改善・検討を求めるもの（速やかな措置や周知の徹底を促す等）
- ④ 処分について違法・不当と判断しつつ付言にて改善や適切な事後処理等を求めるもの
- ⑤ 制度の改善について検討を求めるもの（現状の制度運用に違法・不当な点はないが、

より良い制度となるよう検討を求める等)

上記類型別の件数については、下表のとおりです(1件の付言で複数の指摘がなされる場合もあるので、付言の件数とは一致しません。)

類型	件数
①	9
②	3
③	5
④	3
⑤	1

事前にいただいた意見

特になし